

保育所等入所申込書・支給認定申請書記載事項変更届

日の出町長 宛

下記のとおり、申込書（申請書）の記載事項に変更
がありましたので届け出いたします。

保護者氏名	㊞
児童氏名	
利用施設名	

[illegible]

○支給認定区分の変更（標準時間から短時間、短時間から標準時間）

翌月から反映

- ・就労証明書などの変更が必要な事由が確認できる書類を添付してください
- ・支給認定区分の変更は、翌月から反映されます（月の途中での変更はできません）

○希望する施設の変更

毎月15日締め切り

- ・入園申込みと同様に、選考月の前月15日までの届出が必要です
- ・4月入園については選考期間が異なるため、担当にご相談ください

○利用者負担額の変更

原則翌月から反映

- ・修正申告や税額更正による利用者負担額の変更は、原則としてこの届出をした翌月から適用になります
(修正申告などをしていただいただけでは利用者負担額には反映されません、また過年度に遡って還付することはできません)
- ・税務課から送付される、町都民税税額変更(決定)通知書など変更したことが確認できる書類を添付してください
- ・婚姻や離婚など、世帯構成の変更による利用者負担額の変更は、原則としてこの届出をした翌月から適用になります
(諸手続きにより家計の主宰者が判明した場合など、遡って利用者負担額が発生(増加)する場合があります)

町处理欄

□ 处理済

☐ 支給認定変更 [短時間・標準時間] から [標準時間・短時間]
☐ 指数点の変更
☐ 保育料の変更 [認定区分の変更・修正申告(税額更正)・世帯構成の変更・その他]